

「要配慮者への心配り」 市民防災マニュアルより抜粋

情報を伝えよう

- ◆ 視覚に障がいのある人は、災害の状況を知ることができません。わかりやすい口調や音声情報で複数回繰り返して伝えましょう。



- ◆ 聴覚に障がいのある人には、音声の避難情報が伝わりません。正面から口を大きく動かしてゆっくり話し、伝わらないときは、文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝えましょう。

- ◆ 災害発生時に緊急事態の認識が不十分で精神的動揺が激しくなる場合は、具体的に短い言葉でわかりやすく、必要に応じて繰り返し情報を伝えましょう。

- ◆ 子どもには、恐怖心をあおらないように注意しましょう。



- ◆ 日本語がわからない外国人は、災害の状況や避難の意味が理解できないことがあるので、手振り身振りなどで伝えましょう。

いっしょに避難しよう

- ◆ 視覚に障がいのある人は、日常の生活圏であっても、災害による環境の変化から行動できなくなり、誘導が必要です。誘導するときは、ひじの上あたりをつかんでもらい、ゆっくり歩きましょう。



- ◆ 聴覚に障がいのある人には、手話や文字情報によって状況を説明し避難誘導しましょう。



- ◆ 肢体が不自由な人は、災害の状況を把握しても自分の安全を守ることが困難です。車椅子やリヤカーを利用するか背負って早めに避難誘導しましょう。車椅子は階段では3人以上で援助し、降りるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないように注意しましょう。

- ◆ 危険を判断し迅速に行動することができない人には、状況や避難所の位置を短いことばや絵、写真などを用いてわかりやすく説明し誘導しましょう。動揺している場合は時間をとり、気持ちが落ち着くよう支援しましょう。

- ◆ 妊婦や赤ちゃんがいる場合は、あわてないよう気持ちにゆとりが必要です。早めに避難できるよう介助しましょう。

避難所では

- ◆ 視覚に障がいのある人には、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行いましょ。仮設トイレなどを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど、移動が容易にできるよう配慮しましょう。

- ◆ 聴覚に障がいのある人のために、お知らせなどは紙に書いて知らせましょう。

- ◆ 車いすが通れる通路やスペースを確保しましょう。

- ◆ 環境の変化を理解できず精神的に不安定になる人には、やさしく短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えましょう。ゆっくり話しかけるなど、気持ちを落ち着かせるよう配慮しましょう。

- ◆ 外国人は基本的な生活習慣に違いがある場合がありますので、お互いに理解し合いましょ。



- ◆ 日本語がわからない外国人のために、お知らせなどは多言語で行うなど工夫して表記しましょ。
(※区役所には災害時の定型文を7言語で表示するパソコン用ソフトを備えています。)